



事務連絡
平成18年3月7日

都道府県
各 障害保健福祉主管部（局） 御中
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神保健福祉課

障害者自立支援法の施行に伴う障害者関係事業者及び施設に対する
経営資金（つなぎ資金）貸付について

平成18年4月からの障害者自立支援法施行により、現行の精神障害者居宅生活支援事業が障害福祉サービスに移行することに伴い、当初の運営に係る経営資金（つなぎ資金）が必要となる場合があることから、今般、独立行政法人福祉医療機構において経営資金の貸し付けを行うこととしたところである。

融資に係る手続等について、同機構より、別添のとおり通知されたので、その取扱について遺漏のないよう、管内の対象施設並びに事業者に対して周知及び指導願いたい。

また、平成18年10月から現行の精神障害者社会復帰施設、支援費対象施設等が新事業体系への移行する場合などについても、同様の措置を講じることとしており、別途通知することとしているのであらかじめ申し添えるものである。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神保健福祉課 精神福祉係 佐々木
電話 03-5253-1111 (内線3058)
FAX 03-3593-2008

福業第0303001号
平成18年3月3日

各 都道府県
指定都市 障害保健福祉関係主管部（局）長 殿

独立行政法人福祉医療機構
福祉貸付部長



障害者自立支援法の施行に伴う障害者関係事業・施設に対する
経営資金（つなぎ資金）の貸付けについて

当機構の福祉貸付事業につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の施行に伴い、現行の精神障害者居宅生活支援事業については、平成18年4月から障害福祉サービス事業に移行することとなります。移行後最初に新制度による障害福祉サービス費等が支払われるまでに相当の日時を要することとなります。このため厚生労働省の要請に基づき新制度への円滑な移行に資するため、この間の経営資金（つなぎ資金）を融資することといたしました。

融資の内容は別紙のとおりでありますので、関係者に周知、ご指導いただきますとともに、事務へのご協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成18年10月から介護給付費、訓練等給付費及び障害児施設給付費に移行する施設につきましても、同様の融資を行う予定であります。これについては、後日決まり次第ご通知させていただきますので、お含みください。

【別紙】

障害者自立支援法の施行に伴う経営資金（つなぎ資金）貸付要綱

第1 目的

障害者自立支援法の施行に伴い、現行の精神障害者居宅生活支援事業については、平成18年4月から障害福祉サービス事業に移行することとなるが、移行後最初に新制度による障害福祉サービス費等が支払われるまでに相当の日時を要することから、この間の経営資金（つなぎ資金）を融資することにより事業の安定的な運営を支援し、あわせて新制度への円滑な移行に資することを目的とする。

第2 貸付けの対象

平成18年3月現在、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者居宅生活支援に係る施設・事業を行っていた法人であって、同年4月以降引き続き障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者として居宅介護、行動援護、短期入所又は共同生活援助に係る施設・事業を行う法人。

第3 貸付金額

1. 施設・事業の経営に必要な資金として都道府県知事（指定都市の市長を含む。）が認めた額の範囲内において法人が希望する額とする。
ただし、担保による貸付けについてはその担保評価額の100分の80を限度とする。
2. 貸付金額は10万円単位とし、希望額が100万円未満のときは貸付けしないものとする。

第4 貸付利率

金銭消費貸借契約時における現行の経営資金の利率と同様とする。

第5 償還期間及び据置期間

償還期間は5年以内とし、1年内の据置期間を設けることとする。

第6 償還方法及び利息の支払方法

元金は、3か月毎の均等償還とし、利息は年4回の後払いとする。

第7 担保

1. 担保は、法人単位に貸付金額に相応するものを徴するものとする。
ただし、貸付金額が1,000万円以下の場合は原則として担保を徴しないものとする。
2. 担保は、登記、登録等第三者対抗要件を具備することが容易であって、それにより確実に貸付金債権を担保することができるものに限ることとする。
3. 担保評価は、次のいずれかによるものとする。

- ① 不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価書
- ② 都道府県社会福祉協議会の評価委員会が行った評価証明書で機構が認めたもの
- ③ 地方公共団体の長の発行した固定資産評価証明書
- ④ 銀行等が不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の評価方法に準じて評価を行ったもの
- ⑤ 機構の融資対象とした建物又は土地については、担保物件評価認定申請書（様式3）に基づき機構が認定した額
- ⑥ 地価公示法に定める土地鑑定委員会の公示価格、国土利用計画法施行令に定める基準地の標準価格等
- ⑦ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の規定に基づき所轄庁に届け出た社会福祉法人現況報告書に記載された土地又は建物の評価額（建物については、減価償却が確実になされていることが確認できる場合に限る。）

第8 連帯保証人

原則として、法人代表者を含め2名以上の連帯保証人を立てさせるものとする。

第9 延滞損害金

元金の償還が延滞したときは、年14.5%の割合による延滞損害金を徴収するものとする。ただし、機構が特に認めたときは減免することが出来るものとする。

第10 違約金

法人が貸付金をその目的以外の使途に使用したことが明らかとなつたときは、貸付金の全部又は一部につき年14.5%から約定利率を控除した率を乗じた額を違約金として徴収するものとする。

第11 弁済補償金

借入者の申し出により期限前に貸付金の全部又は一部の償還を受けるときは、別に定めるところにより弁済補償金を徴収するものとする。

第12 借入の申込み

1. この資金の借入れを希望する法人は、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（指定都市の市長を含む。）を経由して「経営資金（つなぎ資金）借入申込書」（別紙様式）を平成18年3月末日までに提出するものとする。
2. 都道府県知事（指定都市の市長を含む。）は、借入申込書の提出にあたり必要な意見を付すものとする。

第13 その他

上記のほか、経営資金の貸付けについては、「独立行政法人福祉医療機構直接貸付事務取扱要領」等の定めるところによるものとする。